

また、「71伊達稙宗馬進上留書」に

『公方様へ

根子鷹毛 無紋

山辺月毛 無紋

徳猿月毛 無紋

青黒 無紋

駒黒 無紋

細川殿(高国)

悟阿弥月毛 無紋

壹岐栗毛 無紋〔下略〕』とある。

注(4) 金1枚〔大判1枚〕。10万石以上の大名は金馬代。但し、松平備後守〔大聖寺前田〕・溝口信濃守〔新発田〕は銀馬代ときまっていた。金1枚の公定相場は金7両2分であった。

注(5) 銀1枚、〔銀子ともいい銀43匁を橢円形に成形し、贈答専用であった。〕10万石未満の大名は銀馬代を献じた。但し松平左京大夫〔四条3万石〕・有馬遠江守〔丸岡5万石〕は例外で金馬代を献上した。

資料 日本史辞典増補改訂版(京都大学文学部編)

2. 六公四民とは

問 「宮城の算数ものがたり」(「宮城の算数ものがたり」刊行委員会編)の15ページに、『むかし年貢といって農民が作った米を藩に納めさせたのだよ。ふつうは六公四民といって、とれた米の60% (パーセント) を年貢として納めさせたんだよ。』と書いてあります。「六公四民」などということは、聞いたこともありません。仙台領の年貢は、そんなにも高率だったのでしょうか。

答 「とれた米の60%」と記してありますので、これが如何に高率な年貢となるか、平均値による単純計算で明らかにしてみます。仙台領の1貫文の田地は平均8反歩、その収量石高14.41石、これに要する持人〔かせぎにん〕最低3名とされていました。先ずこの持人の労働力を米に換算しますと、1人1日米5合〔1人扶持〕として、1年分〔平閏年平均360日〕5.4石となります。これをさし引いた可上納分は14.41石 - 5.4石 = 9.01石、六公四民の率で上納すべき年貢は14.4石 × 0.6 = 8.646石となり、残量は9.01石 - 8.646石 = 0.364石しかありません。これだけでは、持人の家族の生活、再生産のための必要コスト、更に年貢以外の重い諸税負担を充たすに足らず、農

民は到底立ち行かぬことになります。「農は納なり」といわれましたが、正税である米年貢を、これ程苛酷な高率で徴収した事実はありません。

○公○民とは貢租の比率を示したものですが、仙台領では四公六民の貢租率をとってきました。「仙国御郡方式目」に寛永18年〔1641〕8月13日藩政当局で推定したと思われる貢租率が記されています。

『領知六十万石代高之一紙

一 四万貳千八百拾四貫貳百五拾七文 御検地前本高

百石ニ付七貫百三拾五文ニ当ル、並〔なら〕シ壱貫文ニ五石ツ、

此米三拾五石六斗七升五合

但シ三ツ五分六厘ニ当ル』

陸奥国にある仙台領の石高（生産高）は60万石であるから、1貫文の石高は14石4斗1升、百石につき7貫135文であり、1貫文につき平均米5石を年貢とすると、百石について年貢米は35石6斗7升5合、年貢率は3割5分6厘となり、軽い四公六民であるといえます。また、それから約80年後の貢租率について、「獅山公〔5代吉村〕治家記録」享保8年〔1723〕4月29日の条に、『仙台領、田地百文ハ他国地高一石ナリ、〔中略〕仙台領田地一貫文ノ中税ハ四石三斗ナリ。』とあり、やゝ重い四公六民となっています。「仙台昔語電狸翁夜話」（伊藤清次郎）にも、『年貢の収納方法は四公六民の割合であったが、仙台領は寒國の為めに農作物には兎角天惠薄く、上國地方の如く収穫が多くない。……』とあります。

この仙台領に於ける四公六民の貢租率は、中期以後、五公五民まで高められたものようです。「仙台藩租税要略」（山田揆一。明治20。「仙台叢書」別集第2巻の内）に『蓋往時に在ては、四公六民を以て税率となせしも、国用年に繁く、藏帑〔ぞうど〕漸く乏しきを告くるに迨〔および〕て、遂に五公五民を以て税率となす。……五公五民……元来藩制平年に在ては、四公六民を税率とはせしとも、人民より不作を申し立て、田地見を請ひたる場合には、却て五公五民を以て税率となす。……但篇首にも述べたる如く、後年に至ては、一般に五公五民となりしなり。因云〔ちなみにいう〕幕府の制は五公五民にして、其地積は藩制に比し一步に付二寸九分を狭ふし、一段の積にて貳拾步餘、壱町にして凡九畝貳拾九歩許の差あり。藩制にして、果して四公六民ならんには、頗る寛租と謂ふべきなり。』と、これを引いた「宮城県史」第2巻には次のように記されています。『藩政前期は大体四公六民であったが、中期以降領主財政の窮乏により幕制にならって大体五公五民にひきあげられた（仙台藩租税要略）』。

以上の通り、仙台領の貢租率は、四公六民から五公五民どまりで、六公四民などという苛烈な高租を課した事実は、絶対ありませんでした。

注(1) 「地方凡例録」（大石久敬著、大石信敬補訂）に『五公五民之事。検見の法に五公五民と云ことは、其年の出来米を地頭へ半分、百姓作徳を取を云、糲は五合摺の積りに付、有糲

ヲ四に除バ、即ち取箇辻に成る、仮令〔たとえ〕バ粒拾石あり、五合摺にして米五石、此半分貳石五斗ハ地主作徳に成る、往古ハ四公六民にて、四分は年貢に納め、六分作徳に成たり、元来租税の儀は漢土の聖代は云に及ばず、李唐〔唐。西暦618年、李淵（高祖）が隋の恭帝の禅讓によって即位立国したので李唐ともいう。〕の代に至りても租税軽く、本朝にても上古ハ、稻の束数を以て納め、纏〔わづ〕か廿分一にも及ばざる貢税なりしに、保元・平治の兵乱以後、上古の法は廃絶し、國に守護、庄園に地頭を置〔おか〕れ、兵農分れてより諸国租税の法大に変じ、上田は六分を地頭に納め、四分を百姓取る、中田は四分を年貢、六分を作徳、下田は貳分を地頭へ納め、八分を百姓の作徳とす、平均して地頭四分百姓六分を取る、又地頭へ取処の四分の内一分ハ、朝廷の貢物として国用を足すと古書に見えたり、其後諸国分裂して、朝廷の貢物も蹠と納めざるやうに成て、國々一様にはあらざれども、大概は似たるなるべし、四公六民と云こと此時代の詞を云ひ伝ふるなるべし、又豊臣時代天下一統に成ての法ハ、地頭三分一、百姓三分二とあれバ、是も大抵四分六分より年貢少し弱し、今の五公五民の法ハ何頃より始りしにや、何の書物にも末だ見当らず、若くハ享保年中色取検見に成たる以後、始りたる儀にても有るや、又天和・貞享頃追々政事も改りたる由、其比〔ころ〕より五公五民の法発りたるか、其原始ハ詳かならずといへども、當時ハ天下一統、料所私領とも五公五民の取箇の定法に成たり、併し上方筋兩毛作の分ハ、五分取にても宜しけれども、関東ハ土地宜しからず、其上片毛作多く麦田なきゆへ、五分取にてハ百姓ども甚だ困窮に及ぶに付、仮令五公五民にても、検見の節は四分取の心得にて勘弁あるべきことなり』。「色取」について『色高。桑・楮・青苧・クゴ・真菰・菅などの類を空地又は畠廻り等に植立てたる分ハ、其品を算へて積り立、取米を付け高に結び、村高に組入るをすべて色高といふ』。

「検見」については、『夫検見と云は、田方立毛〔田に成熟している稻〕見分の上坪刈を致し、稻の豊凶に隨ひ租税を極ることにて、容易ならざる業なり』とある。

「地方凡例録」は、高崎8万2千石の領主松平左京亮輝和〔てるやす〕の郡奉行大石猪十郎久敬が、主命により本務の傍ら執筆したものである。〔寛政6年（1794）閏11月1日跋〕彼は、地方制度について全国的な知識をもつ人物であった。この著作は、江戸時代の地方〔じかた〕問題を研究するには、最も優れた手引書とされる。明治政府の地租改正の中心的な推進者であった大蔵大輔井上馨は、明治5年6月に、地租改正を含む一連の土地区劃・税制の改革に関して提出した建議書のなかで、『将来地方ニ関係施行之条目等、百般之事務之を公議且記載シ、終ニ地方凡例録ノ如キ毫部ノ書ヲ大成致シ、以テ地方勤仕録ト仕度存候間……』と、「地方凡例録」こそ、江戸時代の農政書としては最高のものであることを知悉していた。大石久敬がめざしたのは全16巻本であったが、漸く1巻分の献本を終っただけで、寛政6年（1794）70歳で歿した。流布諸本があるが、久敬の嫡孫信敬の補訂

本が善本とされる。

資料 宮城県史第2巻

獅山公治家記録

仙台昔語電狸翁夜話（伊藤清次郎）

仙台藩租税要略（山田揆一。「仙台叢書」別集第2巻の内）

地方凡例録（大石久敬著、大石信敬補訂）

3. 蘆名と葦名と

問 「東北の歴史」上巻（豊田武編）の297ページに『蘆名氏（葦名氏） 蘆名氏がいつごろから会津地方に所領をもつようになったのか、はっきりしたことはわからないというのが、本当のところで……』とあります。また、「宮城県史」第2巻の19ページには、『当時会津地方では鎌倉時代以来の名門である葦名氏が威勢を振っていた。……葦名氏は常陸の佐竹氏とともに従来しばしば伊達氏と衝突し、政宗にとっては、いわば宿敵であった。……葦名氏はこの戦によって決定的な打撃をうけ、義広が亡命して同氏は滅亡した。』とあります。蘆名と葦名と、どちらでもよいのですか。

答 会津蘆名氏は、源頼朝の石橋山挙兵を助けた三浦大介義明の7男、佐原十郎左衛門を祖とし、文治5年〔1184〕会津4郡に封ぜられ、その孫光盛が、始めて蘆名氏を称し、以来400年間、強大を誇った名門であります。これは初祖三浦氏が、三浦半島の蘆名郡から起ったことによります。「姓氏家系大辞典」第1巻（太田亮）に『蘆名 相模国三浦郡蘆名村より起る。三浦氏の族なれど数流あれば次に列挙す〔下略〕』とあります。「大日本地名辞書」第6巻（吉田東伍）に『蘆名 今秋谷、佐島、長坂等を併せ、中西浦村と改む、逗子の南二里余、西浦の中とす。西浦とは三浦半島の西側の総名にて、凡小坪より、城ヶ島の間を云ふ。故に蘆名の辺を中西浦と唱ふ。……○三浦系図に、盛連の子を蘆名左衛門尉時連と云ひ、蘆名字の人々多し、裔孫奥州会津に移れるもの、中世の盛族たり、（時連は左原とも呼びしなり）』と記しています。「地名索引」（内務省地理局編。明治18）にも『（村名）蘆名』とあり、「日本地名索引」（金井弘夫）・「新旧対照全国市町村名鑑」（大蔵省印刷局）・「全国市町村要覧」（第一法規）等によれば、蘆名の地名は現在は横須賀市に編入されて残っています。およそ13万ともいわれる日本人の姓の9割方は、地名に基くといわれますが、この蘆名姓も、歴とした在地名「蘆名」に起原するものです。故に、文書・記録等には、「蘆名」と正しく表記されているのであります。「伊達家文書之一」（「大日本古文書、家わけ第三」の内。東京大学史料編纂所編）の318「上杉景勝書状」〔本文略〕（天正十一年カ）